

海老名市 高齢者ガイドブック



海老名市イメージキャラクター
えび～にゃ

令和7年4月



エビジー



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【目 次】

相談窓口	1
1 ひとり暮らし等の支援	3
(1) 緊急通報システム貸与	3
(2) 配食サービス	4
(3) ふれあい訪問	4
(4) ひとり暮らし高齢者安全点検	4
(5) 地震対策援助事業（家具転倒防止）	4
(6) えびな安心キットの配付	5
(7) 救急安心カードの配布	5
(8) 「介護中」マークの配布	5
2 寝たきり・認知症高齢者の支援	6
(1) 介護用品の給付	6
(2) はいかい高齢者位置探索システム	7
(3) 海老名市認知症等行方不明SOSネットワーク	7
(4) 「高齢者あんしん補償」（個人賠償責任保険）の加入	8
(5) QRコード付きシール	9
(6) 在宅介護者等リフレッシュ事業助成券の交付	10
(7) 要介護認定者の障害者控除	10
3 高齢者への支援	12
(1) プール利用料の助成	12
(2) You Bus（コミュニティバス含む）の運賃の割引	12
(3) 高齢者敬老祝金等の贈呈	13
(4) 長寿者弔慰	13
4 介護予防・日常生活支援総合事業	14
元気度チェックリスト	15
サービス・活動事業（訪問型）	16
(1) サービス・活動A	16
(2) ふれあい訪問（サービス・活動B）	16
サービス・活動事業（通所型）	17
(1) まるごと！介護予防教室（運動・認知・口腔・栄養プログラム）	17
(2) 水中ウォーキング教室（運動器の機能向上プログラム）	17
(3) 歯つらつ相談（口腔機能の向上プログラム）	17
(4) 元気アップ食事相談（栄養改善プログラム）	17

一般介護予防事業	1 8
（１）脳イキイキ教室（認知症予防教室）	1 8
（２）トランスフィットネス教室	1 8
（３）ビナスポ活用術～ビナスポで健康づくり～	1 8
（４）水中パワーウォーク教室	1 9
（５）オンライン介護予防教室	1 9
（６）こころとカラダの健康教室（ともの輪）	1 9
（７）えびな元気お裾分けクラブ事業～介護ボランティアポイント制度～	1 9
（８）フレイルチェック事業	1 9
5 高齢者の方向けの予防接種・検診など	2 0
（１）インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種	2 0
（２）高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）	2 0
（３）带状疱疹予防接種	2 1
（４）接種費用免除要件について	2 2
（５）その他各種検（健）診	2 2
（６）海老名市指定医療機関	2 3
6 権利擁護の推進	2 6
（１）高齢者虐待防止の推進	2 6
（２）成年後見制度	2 7
7 ゆめクラブ	2 8
8 生きがいと健康づくり推進事業	3 0
（１）高齢者生きがい教室	3 0
9 第一・第二高齢者生きがい会館	3 1
（１）第一高齢者生きがい会館	3 1
（２）第二高齢者生きがい会館	3 1
10（公社）海老名市シルバー人材センター	3 3
11 海老名市社会福祉協議会の福祉事業	3 4
（１）日常生活自立支援事業	3 4
（２）法人後見事業	3 4
（３）居住支援事業	3 4
（４）えびな成年後見・総合相談センター事業	3 5
（５）車いすの貸し出し	3 5

(6) 移送サービス	35
(7) 高齢者等外出支援ぬくもり号・さくら号の運行	36
(8) ボランティア相談	36
(9) ボランティアの育成	36
(10) 高齢者地域ふれあい事業	37
(11) 海老名市基幹型地域包括支援センター	37

《注意》

記載内容は、令和7年4月1日現在の内容です。最新の内容については、市地域包括ケア推進課または各地域包括支援センター、市ホームページ等でご確認ください。

相談窓口

高齢者のみなさんやその家族、地域に暮らす人たちの悩みや問題に対応します。
お住まいの地域の地域包括支援センター等へお気軽にご相談ください。

市外局番（046）

対象地域等	名 称
柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地	海老名東地域包括支援センター 〒243-0401 東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号 ☎ 292-1411 FAX 292-1412
上郷・下今泉・上今泉・ 扇町・泉・めぐみ町	海老名北地域包括支援センター 〒243-0431 上今泉4-8-28 えびな北高齢者施設内 ☎ 231-6061 FAX 231-6396
勝瀬・中央・国分南・国分北	海老名中央地域包括支援センター 〒243-0432 中央1-18-33 エクシードカネコ1階 ☎ 234-2973 FAX 234-2974
中新田・さつき町・河原口・社家	さつき町地域包括支援センター 〒243-0421 さつき町41 海老名市医療センター内 ☎ 234-7226 FAX 234-7277
大谷・国分寺台・浜田町・ 大谷南・大谷北	国分寺台地域包括支援センター 〒243-0412 浜田町25-14 フジビル1F ☎ 233-8881 FAX 233-3542
中河内・中野・今里・上河内・本郷 門沢橋・杉久保北・杉久保南	海老名南地域包括支援センター 〒243-0427 杉久保南3-31-6 えびな南高齢者施設内 ☎ 238-7691 FAX 238-7682
各地域包括支援センターの統括、 総合調整、後方支援など	海老名市基幹型地域包括支援センター 〒243-0492 勝瀬175-1 海老名市役所内 ☎ 233-0111 FAX 235-0191

互いに助け合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを支援する民間団体です。ボランティア、権利擁護や介護などの福祉の相談も受け付けています。 市内6地区の地域包括支援センターを統括する「基幹型地域包括支援センター」を運営しています。 判断能力が不十分な方を法的にサポートする成年後見制度の利用や生活のお困りごと全般の相談に応じる「えびな成年後見・総合相談センター」を運営しています。	<u>海老名市社会福祉協議会</u> ・総務企画グループ ・総合支援グループ 〒243-0492 勝瀬175-1 海老名市役所内 ☎ 235-0220 FAX 235-0191 ・地域支援グループ 〒243-0438 めぐみ町6-3 総合福祉会館内 ☎ 232-1600 FAX 232-9561
えびな在宅医療相談室では、住民のみならずさまや医療・介護の関係者の方から、在宅医療や介護にかかわる相談を受け、在宅での医療と介護の連携がスムーズに図れるように情報提供や調整などの支援を行います。	<u>えびな在宅医療相談室</u> 〒243-0421 さつき町41番地 海老名市医療センター内 ☎ 231-8650 FAX 204-7350 メールアドレス renkei@abelia.ocn.ne.jp

<u>海老名市 地域包括ケア推進課</u> <u>高齢者支援係・高齢者生きがい係</u> ☎ 235-4950（高齢者支援係） ☎ 235-4951 （高齢者生きがい係） FAX 231-0513	<u>海老名市 介護保険課</u> <u>介護保険係・介護認定係・事業者支援係</u> ☎ 235-4952（介護保険係） ☎ 235-4953（介護認定係） ☎ 235-8232（事業者支援係） FAX 231-0513
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所1階（9番窓口）	

※ FAX番号は、上記2課で共通の番号です。

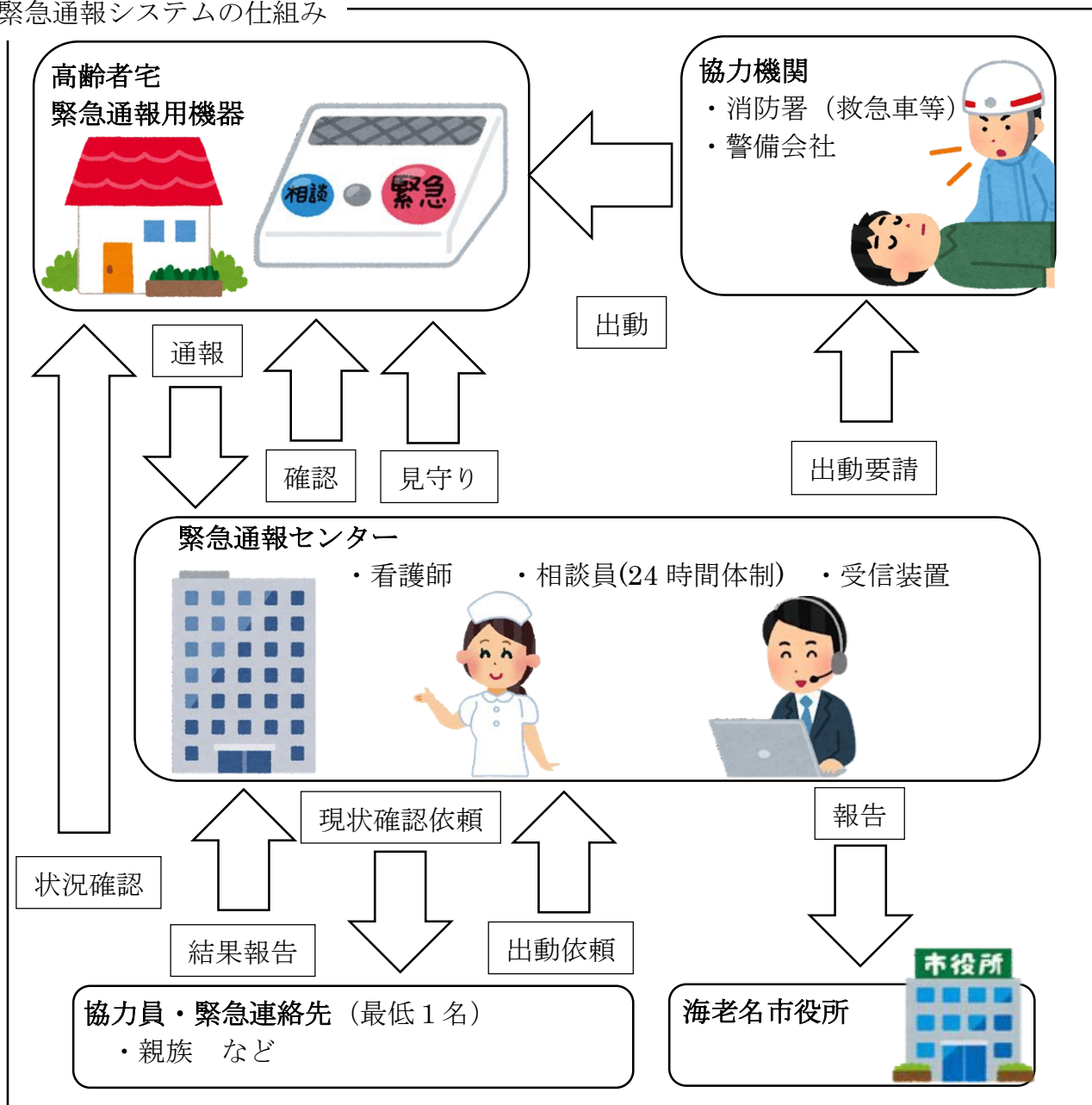
1 ひとり暮らし等の支援

(1) 緊急通報システム貸与

ひとり暮らし高齢者の不意の事故や病気など非常時に、簡単な操作で緊急通報センターを通じて消防署や協力員・緊急連絡先に通報が行き、安否を確認して健康と安全を守るシステムです。24時間体制で緊急事態に備えます。

- 《利用対象者》 概ね65歳以上のひとり暮らしの方で、疾病等により日常生活に不安のある方
- 《利用者負担》 設置費は無料。通話料金は自己負担。利用料は住民税非課税世帯は無料、課税世帯は税額に応じて月額200～680円
- 《利用方法》 お住まいの地域の地域包括支援センターまたは地域包括ケア推進課へご相談ください。

緊急通報システムの仕組み



(2) 配食サービス

安否確認が必要なひとり暮らしや高齢者世帯の方で、食事の調理や買い物などが困難な方に、昼食または夕食をお届けします。

- 《利用対象者》 概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、安否確認が必要で食事の支度などが困難な方
- 《配食日》 月～土曜日のうち、希望する日
※昼食または夕食の一日一食
- 《利用者負担》 **事業所及び食事の内容により金額が異なります。**
- 《利用方法》 お住まいの地域の包括支援センターまたは地域包括ケア推進課にご相談ください。

(3) ふれあい訪問

訪問員が、ご家庭を訪問して安否確認を行います。同時に、ごみ出し補助などの簡単な福祉的支援を行います。

利用にあたっては要件がありますので、詳細は16ページをご覧ください。

(4) ひとり暮らし高齢者安全点検

消防職員と地域包括ケア推進課の職員がご家庭を訪問して、火の元や消火器の点検などを実施しています。

- 《利用対象者》 70歳以上のひとり暮らしの方で、点検を希望される方
- 《利用者負担》 無料

(5) 地震対策援助事業（家具転倒防止）

もし地震が発生したとしても、家具が倒れるなど被害を抑えられるように、タンス等の下に家具安定板を設置し、家具の転倒を防止し、高齢者の安全を守る事業です。

- 《利用対象者》 70歳以上のひとり暮らしの方で、これまでに実施していない方を優先
- 《利用者負担》 無料

(6) えびな安心キットの配付

自宅での緊急時に救急車を要請し、救急隊員が到着した際に、医療情報や緊急連絡先の情報をすぐに確認できるよう備え付けておくためのキットを配付します。

- 《利用対象者》 概ね65歳以上の方がいる
すべての世帯（未配布の方）
- 《利用者負担》 無料
- 《内 容》 配付するもの：①医療情報シート
②保管ボトル
③マグネット、シール
(貼っておくことで救急隊員に救急キットを備えていることを示します。)
- 《配 付 方 法》 お住まいの地域の包括支援センターまたは
地域包括ケア推進課窓口

【えびな安心キット】



(7) 救急安心カードの配付

外出先での緊急事態に備えて、医療情報や緊急連絡先を記入して携帯できる安心カードを配付します。

- 《利用対象者》 概ね65歳以上の方（希望により65歳未満の方や障がい者の方にも配付しています。)
- 《利用者負担》 無料
- 《内 容》 医療情報や緊急連絡先を記載するカードを配付
- 《配 付 方 法》 希望する方は、お住まいの地域の包括支援センターまたは地域包括ケア推進課窓口で配付します。

【救急安心カード】



(8) 「介護中」マークの配付

認知症高齢者の介護などは、周囲から見るとわかりにくい場合があります、誤解や偏見をされやすいことから、「介護中」マークを配布しています。

- 《利用対象者》 認知症以外にも、聴覚障害や発達障害、知的障害のある人を介護している場合などで必要とされている方に配布しています。
- 《利用者負担》 無料
- 《内 容》 「介護中」マークを配付
- 《配 付 方 法》 希望する方は、市役所1階9番窓口（高齢福祉のこと）、及び8番窓口（障がい福祉のこと）にて配布しています。

【「介護中」マーク】



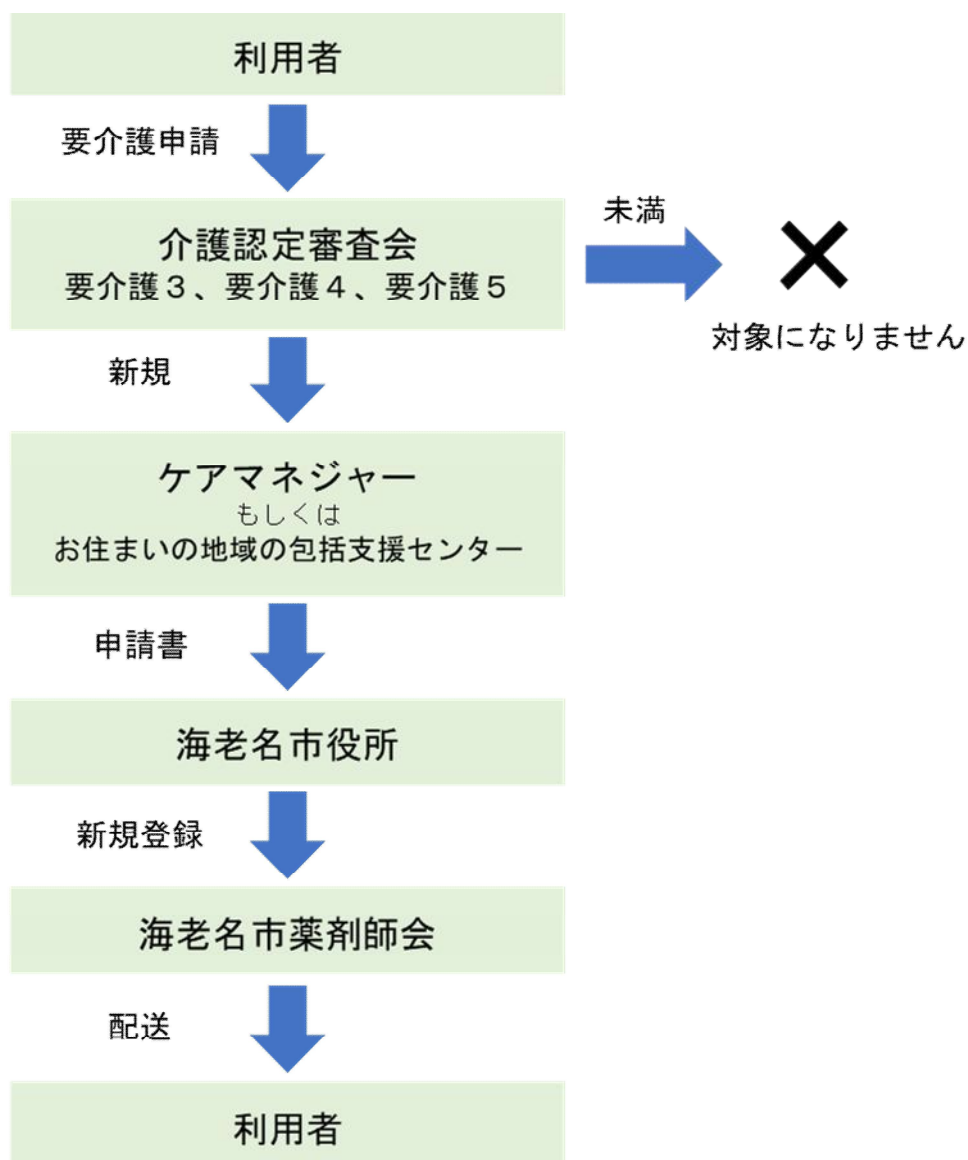
2 寝たきり・認知症高齢者の支援

(1) 介護用品の給付

寝たきりや認知症の高齢者を対象に、紙おむつなどの給付を行っています。

- 《利用対象者》 要介護3以上の方で、月の半分以上在宅の方
- 《給付品目》 紙おむつ（フラット型・テープ型・パンツ型）、尿とりパット
- 《利用者負担》 住民税非課税世帯は無料、課税世帯は月額500円。
ただし、市の給付分を超えた場合、利用者負担以外に追加料金が発生します。
- 《利用方法》 担当のケアマネジャー、お住まいの地域の包括支援センターまたは地域包括ケア推進課へご相談ください。

【新規の場合】



(2) はいかい高齢者位置探索システム

認知症の高齢者などが行方不明になった場合に、早期発見できるシステムを利用して事故などを未然に防ぎ、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。

- 《利用対象者》 在宅で概ね65歳以上で顕著に行方不明となる恐れのある方
《内 容》 24時間体制で対象者が身に付けている小型の発信機からの電波を受信することにより、位置を特定し、事故などを未然に防ぎます。
《利用者負担》 月額960円（課税状況により異なります。）
《利用方法》 お住まいの地域の包括支援センターまたは地域包括ケア推進課へご相談ください。

(3) 海老名市認知症等行方不明SOSネットワーク

行方不明となった高齢者を一刻も早く発見できるよう、海老名市役所、海老名警察署などが相互に協力して、捜索を行うネットワークです。

- 《利用対象者》 概ね65歳以上の在宅で生活している方で行方不明となる恐れのある方
《登録方法》 所定の登録申込書に必要事項を記入し、本人の顔写真と全身写真を添付し、お住まいの地域を担当する包括支援センターか地域包括ケア推進課へお申し込みください。登録した情報は、市役所のほか、海老名警察署等で共有保存し、捜索依頼発生時に備えます。
《費用》 無料
《利用方法》 お住まいの地域の包括支援センターまたは地域包括ケア推進課へご相談ください。

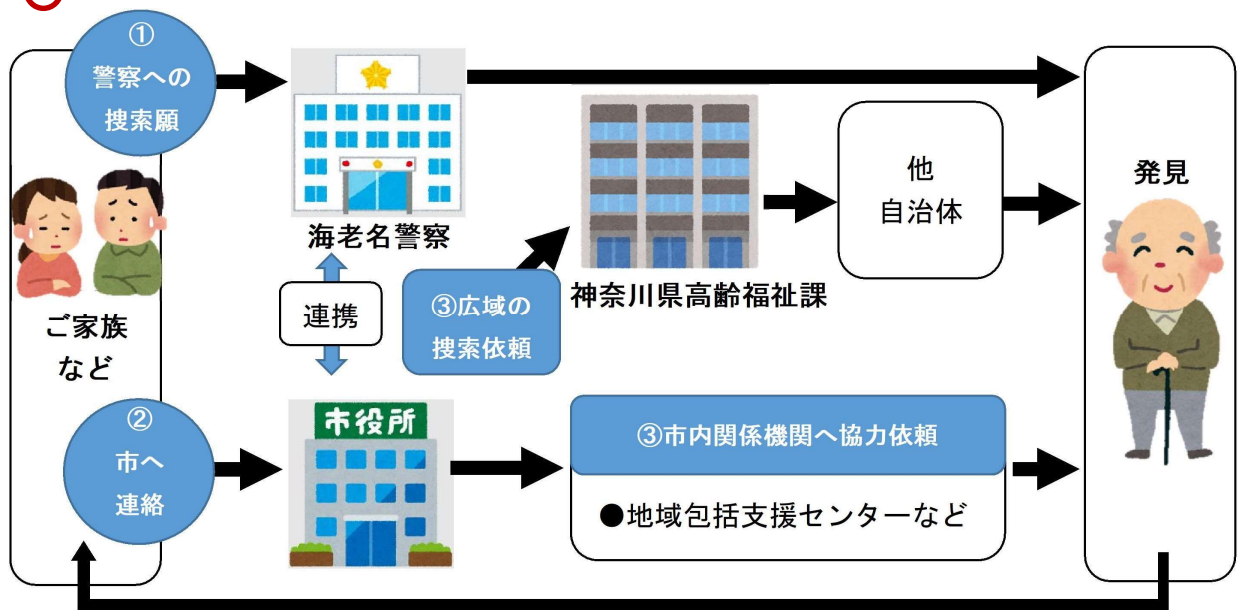
～家族の方へのお願い～

- ◇高齢者がいなくなったら、最寄りの警察署へ連絡するとともに、思いあたる所へ連絡をしてください。捜索中に家族が本人を発見した場合には、警察署へ連絡をしてください。
- ◇本人と思われる方を保護した場合は、ご家族へ連絡をします。本人の特徴などを良くご存じの方は、ご自宅に居てください。
- ◇本人の衣類や持ち物などには、住所・氏名・連絡先を必ず明記してください。発見時に早急の対応ができます。
- ◇日ごろから、ご近所や親せきの方々に協力や理解を得られるよう、心掛けてください。

こんなお年寄りを見かけたらやさしく声をかけてみてください

- 季節に合わない服装をしてウロウロしている。
(裸足や左右ちぐはぐな靴、夏にコート、冬に半袖 など)
- 何となくそわそわ不安そうな様子がある。
- 声をかけても、会話が成立しない。(質問の回答が毎回違うなど)
- 持ち物に名札がついている。

心配な場合は警察や市役所お近くの包括支援センターへご連絡ください。



(4)「高齢者あんしん補償」(個人賠償責任保険)の加入

はいかいなどで第三者に損害を負わせてしまったことで、本人または本人を監督する家族に対し請求される高額な損害賠償を保険によって保障する制度です。

保険料の負担はありません。なお、ご加入には海老名市認知症等行方不明SOSネットワークへの登録が必要となります。

《補償内容》 補償額 3億円(最大)

《利用方法》 お住まいの地域を担当する包括支援センターまたは
地域包括ケア推進課にご相談ください。

《保険金が支払われる事例(一部)》



自転車を運転し歩行者と接触して相手に怪我を負わせた



線路内に立ち入り、電車を運行不能にさせた

(5) QRコード付きシール

海老名市認知症等行方不明者SOSネットワークの登録者にQRコード付きシール及び格納式キーホルダーを配布しています。

QRコードをスマートフォンなどで読み込んでいただくと、市のホームページにつながり、目の前にいる方への対応方法や連絡先（海老名警察署・市役所）が表示されます。

【QRコード付きシール】



【格納式キーホルダー】



このシールを付けている方は、認知症等が原因で行方不明（迷子）になっている可能性があります。

- 正面から声をかける
- 相手の目線に合わせ優しい口調で
- おだやかに、はっきりとした活舌で
- 相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくりと

見つけられた方は、以上の点に配慮し、海老名警察署または市役所にご連絡をお願いいたします。

海老名警察署：046-232-0110（代表）

海老名市役所：046-235-4950（地域包括ケア推進課）

046-231-2111（代表）

ご連絡の際はシールに記載されている番号（No. ●●）をお伝えください。

（６）在宅介護者等リフレッシュ事業助成券の交付

要介護３～５の認定の在宅の方、及びその方を介護している方にリフレッシュしていただくために、下記①～⑤に使用できる５００円の助成券を交付します。
(助成券交付年１回 ４月交付対象者１２,０００円 １０月交付対象者６,０００円)

【１回あたりに使える枚数】

①はり・灸・マッサージ・指圧施術費助成額	４枚（２,０００円）まで
②日帰り温泉施設利用費助成額	１枚（５００円）まで
③温泉施設宿泊費助成額	１２枚（６,０００円）まで
④食事利用費助成額	２枚（１,０００円）まで
⑤理美容利用費助成額	６枚（３,０００円）まで

《交付対象者》 令和７年４月１日及び令和７年１０月１日時点で要介護３～要介護５の認定のある方で在宅介護の方。要介護者とその介護者２名まで登録して利用することが可能。施設入所や長期入院している場合は交付されません。

《申請方法》

①窓口来庁：申請時に必要なもの

申請書、申請者の本人確認書類、対象者の介護保険被保険者証(水色)
市役所総合窓口９番「高齢者福祉のこと」にご提出ください。

②郵送：申請時に必要なもの

申請書、申請者の本人確認書類の写し
対象者の介護保険被保険者証(水色)の写し

【提出先住所】〒243-0492

海老名市勝瀬１７５番地の１ 地域包括ケア推進課宛

（７）要介護認定者の障害者控除

要介護認定を受けている６５才以上の方で、知的障がい者、身体障がい者に準ずる方もしくは寝たきり高齢者、又はその扶養者は、所得税と市・県民税について、障害者控除を受けられる場合があります。

この場合、障害者手帳の交付を受けていない方は、市で交付する「障害者控除対象者認定証明書」を所得税の確定申告又は市・県民税の申告の際に添付する必要があります。

なお、令和６年度から、前年度に「障害者控除対象者認定証明書」を交付された方については、申請不要です。（申請時に、次回以降の申請省略について同意された方のみ）証明書は、毎年１月下旬頃に発送します。

《交付対象者》 前年の１２月３１日現在または死亡日時点で、１１ページの表に該当する方。

障害者手帳の交付を受けている方の申請は原則不要ですが、要介護４・５の方であり、障害者手帳で特別障害者の控除対象でない場合、申請すると特別障害者の控除が受けられる場合があります。

《申請方法》

①窓口来庁：申請時に必要なもの

申請書、申請者の本人確認書類、対象者の介護保険被保険者証(水色)
市役所総合窓口9番「高齢者福祉のこと」にご提出ください。

②郵送：申請時に必要なもの

申請書、申請者の本人確認書類の写し
対象者の介護保険被保険者証(水色)の写し

【提出先住所】〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 介護保険課宛

障害者控除の認定内容及び対象者

認定内容		対象者
障がい者	知的障がい者(重度以外)に準ずる。	12月31日現在、①及び②の状態であること。 ①介護認定の要介護度が1以上であること。 ②誰かが注意していれば自立できるが、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが多少見られる。
	身体障がい者(3級～6級)に準ずる。	12月31日現在、①及び②の状態であること。 ①介護認定の要介護度が1以上であること。 ②屋内での生活はおおむね自立しているが、外出には介助を要する。
特別障がい者	知的障がい者(重度)に準ずる。	12月31日現在、①及び②の状態であること。 ①介護認定の要介護度が4又は5であること。 ②日常生活(着替え、食事、排泄等)に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態であること。
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる。	12月31日現在、①及び②の状態であること。 ①介護認定の要介護度が4又は5であること。 ②日中はベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。食事、排泄はベッドから離れて行い、車いすに移乗する時、介助を必要とする状態であること。又はそれ以上の身体的介助が必要であること。
	ねたきり高齢者	12月31日現在、①及び②の状態であること。 ①介護認定の要介護度が4又は5であること。 ②12月31日までに6月以上継続して、身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする状態であること。

お問い合わせ

障害者控除について 介護保険課介護認定係 ☎046-235-4953
確定申告、税について 市民税課個人市民税係 ☎046-235-8594

3 高齢者への支援

(1) プール利用料の助成

高齢者の体力の低下防止と健康の保持・増進を図ることを目的として、市内に居住する65歳以上の方に対し助成します。

- 《対象者》 65歳以上の市民
《助成額》 大人料金400円に対し200円を助成
《対象施設》 高座施設組合屋内温水プール
《利用方法》 施設窓口で申請書に記入し、身分証明書と一緒に提出してください。



(2) You Bus (コミュニティバス含む) の運賃の割引

「You Bus んくもり乗車証」を運転手へ掲示することで、You Bus (コミュニティバスを含む) を1回100円引きでご利用できます。乗車証の交付には申請が必要です。

- 《対象者》 市内在住の65歳以上の方
《手続き》 市役所2階 福祉政策課で受付しています。
その他、郵送申請・LINE 申請・ホームページからの申請も受け付けています。
※詳しくは、海老名市ホームページから「んくもり乗車証」で検索してください。
《必要なもの》 マイナンバーカード、運転免許証、保険証など
《問い合わせ》 福祉政策課 ☎046-235-4820



LINE「海老名市」から申請



乗車証申請ページ (市ホームページ)

(3) 高齢者敬老祝金等の贈呈

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬い、その長寿を祝うため、お祝い金やお祝い品を贈っています。

《対 象 者》 77歳ひとり暮らし、88歳、100歳以上の方

100歳（一部99歳）以上の方へは、市長が表敬訪問を行っています。

(4) 長寿者弔慰

100歳（一部99歳）以上の方が亡くなられたとき、香料などを贈呈し、哀悼の意を表します。

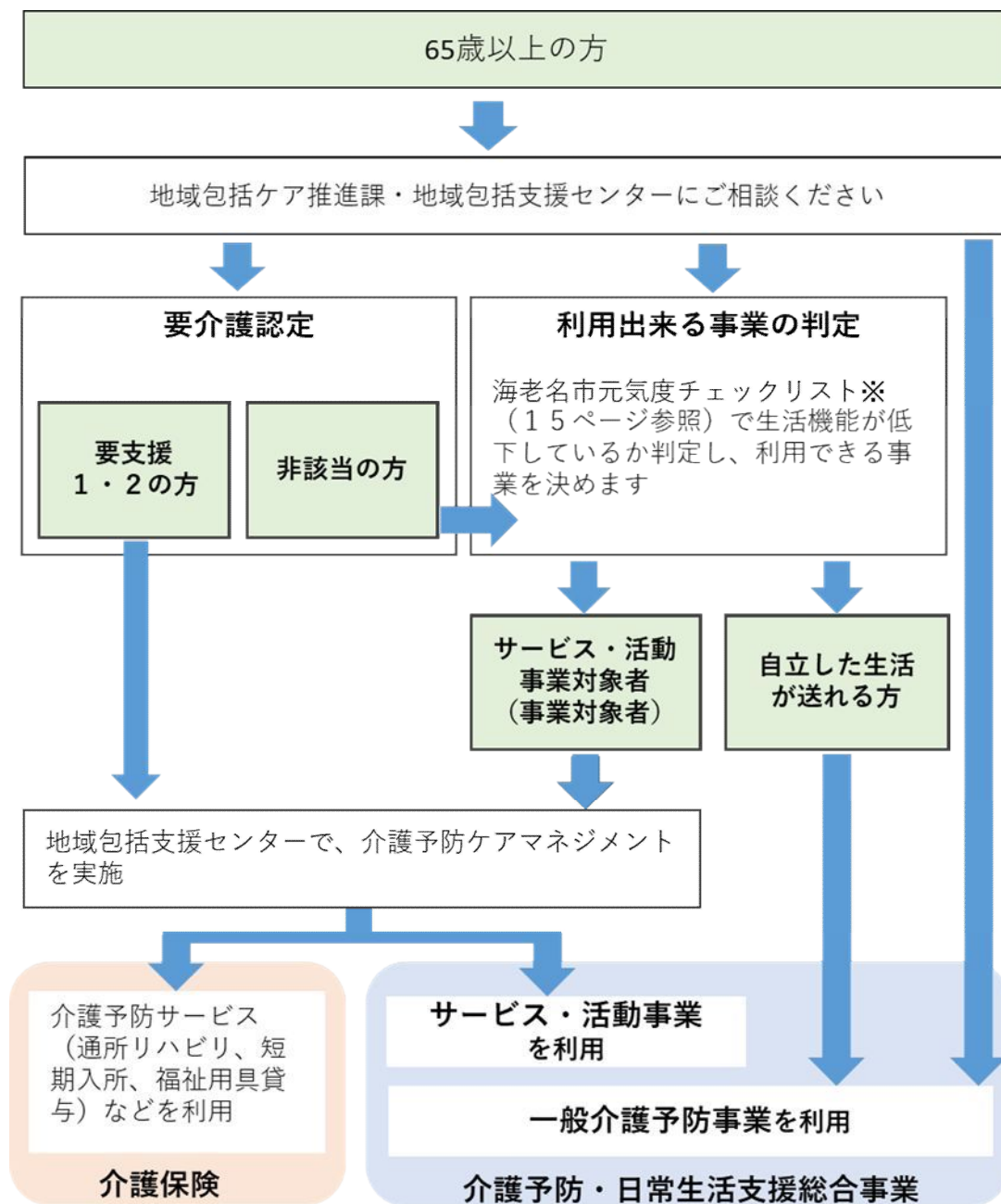
《対 象 者》 100歳（一部99歳）以上の方
（大正15年3月31日以前に生まれた方）

《内 容》 香料、供物、生花より選択

4 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、市区町村が主体となり、65歳以上の方を対象に、その方の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスを提供する事業です。

総合事業は、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



要介護認定で「要介護1～5」と認定された方は総合事業ではなく、介護保険のサービス（介護給付）が利用できます。

※海老名市元気度チェックリスト

生活機能が低下しているかを判定するための、確認事項です。
チェックリストの結果をもとに、利用できる事業を決めます。

海老名市元気度チェックリスト

☆以下の質問について該当する番号を回答欄にご記入ください。

			回答欄
①生活機能全般	生活機能	1. バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ
		2. 日用品の買物をしていますか	0. はい 1. いいえ
		3. 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ
		4. 友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ
		5. 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ
	②運動器の機能	6. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ
		7. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれますか	0. はい 1. いいえ
		8. 15分くらい続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ
		9. この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ
		10. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ
	③栄養状態	11. 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ
		12. 身長 <u> </u> cm 体重 <u> </u> kg BMI (注) = <u> </u> が18.5未満ですか (注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)	1. はい 0. いいえ
	④口腔機能	13. 6か月前に比べて固い物が食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ
		14. お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ
		15. 口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ
	⑤閉じこもり	16. 週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ
		17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ
	⑥認知症	18. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい 0. いいえ
		19. 自分で電話番号を調べて、電話を掛ける事をしていますか	0. はい 1. いいえ
		20. 今日が何月何日か分からない時がありますか	1. はい 0. いいえ
	⑦うつ	21. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ
		22. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていた事が楽しめない	1. はい 0. いいえ
		23. (ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ
		24. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ
		25. (ここ2週間) 訳もなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ
26. あなたの現在の健康状態はいかがですか		5. よい 4. まあよい 3. ふつう 2. あまりよくない 1. よくない	
27. 本票を包括支援センターへ情報提供することに同意しますか		1. はい 0. いいえ	

判定	項目	生活機能全般	運動	栄養	口腔	閉じこもり	認知	うつ
	基準	10項目以上	3項目以上	2項目	2項目以上	16番に当てはまる	1項目以上	2項目以上
	本人の結果	/ 20	/ 5	/ 2	/ 3	/ 2	/ 3	/ 5

●サービス・活動事業（予約制）

【訪問型サービス・活動】

ホームヘルパー（訪問介護員）や地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行う従前相当サービスやサービス・活動A（訪問型）、サービス・活動B（訪問型）があります。

また、保健師等が自宅に訪問して、必要なアドバイスを受けることができます。

利用するにあたっての詳細は、地域包括支援センターにご相談ください。

（１）サービス・活動A（訪問型）

市が養成した市民ボランティアによる家事支援を行います。

《内 容》 調理や掃除、ごみの分別・ごみ出し及び買い物代行などの生活援助を行います。

《利用者負担》 週当たりの利用回数及び負担割合により異なります。

《利用方法》 お住まいの地域包括支援センターにご相談ください。

（２）ふれあい訪問（サービス・活動B（訪問型））

サービス・活動B（訪問型）として、見守りを兼ねてごみ出し支援を行います。

《内 容》 安否確認の声掛けを行います。併せて、受け取ったごみを集積所へ運びます。

《訪 問 日》 別途定める日程を元に、訪問日を決定します。
日程についての詳細はお問合せ下さい。

《利用者負担》 無料

《利用方法》 お住まいの地域包括支援センターまたは
海老名市社会福祉協議会（☎046-232-1600）に
ご相談ください。

【通所型サービス・活動】

通所型の施設などで、日常生活でのさまざまな支援を日帰りで受けることができます。また、下記の教室は、サービス・活動C（通所型）として、短期集中（3～6か月）で、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的としています。

教室の詳細は、地域包括支援センターにご相談ください。

（１）まるごと！介護予防教室（運動・認知・口腔・栄養プログラム）

楽しみながら体を動かし、栄養やお口の健康など介護予防全般について学ぶ教室です。運動に慣れていない方も、ご自分の体調やペースにあわせて参加いただけます。

会 場	総合福祉会館			
開催時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
回 数	全10回			

（２）水中ウォーキング教室（運動器の機能向上プログラム）

プールで楽しく、無理のない水中運動で運動器の機能低下予防・機能向上を図ります。水中では膝や腰の負担が軽いので、痛みがある方でも参加が可能です。

会 場	高座施設組合 屋内温水プール	
開催時期	4～7月	12～3月
回 数	全12回	

（３）歯つらつ相談（口腔機能の向上プログラム）

「食べる」「飲み込む」「話す」といった口腔機能を維持、改善するために、歯科衛生士による個別相談を行います。

ご自宅に訪問することもできますので、ご相談ください。

会 場	市 役 所
開催時期	随 時

（４）元気アップ食事相談（栄養改善プログラム）

食生活を見直し、栄養バランスや低栄養状態を改善するために、管理栄養士による個別相談を行います。

ご自宅に訪問することもできますので、ご相談ください。

会 場	市 役 所
開催時期	随 時

●一般介護予防事業（予約制） ※ともの輪、えびな元気お裾分けクラブ除く

健康の維持や増進のため、65歳以上のすべての方を対象に教室を行っています。
詳細については、地域包括ケア推進課または地域包括支援センターへご相談ください。

（１）脳イキキ教室（認知症予防教室）

認知症は、予防することで発症を遅らせることができるといわれています。
最近物忘れが気になり始めた方は、脳を活性化し、認知症を予防しましょう。
認知症予防や改善に使用している頭や体の軽い体操を行います。

会 場	総合福祉会館	柏ヶ谷コミセン	総合福祉会館
開催時期	5～7月	10～12月	1～3月
回 数	全9回		

（２）トランスフィットネス教室

移動式のトレーニングマシンを使った運動や、グループでの運動を行います。効果的な運動で筋力アップを図ります。

会 場	総合福祉会館	男性のみ 総合福祉会館	大谷コミセン
開催時期	5～7月	9～11月	1～3月
回 数	全6回		

（３）ビナスポ活用術 ～ビナスポで健康づくり～

えびな市民活動センター・ビナスポ（レクリエーション館）の施設利用方法やストレッチとマシンの体験ができる体験会をはじめ、ロコモ予防に効果的な体操教室、プールを利用したアクアウォーキング教室の3つの教室を行います。

	お試し体験会	ロコモ予防体操教室			アクアウォーキング	
開催時期	奇数月 原則第3木曜 ※3月は第1木曜 (7月・1月は男性のみ)	5月 ～ 6月	9月 ～ 10月	1月 ～ 2月	5月 ～ 6月	11月 ～ 12月
回数	1回	全6回			全6回	
会場	ビナスポ					

(4) 水中パワーウォーク教室

水中器具を使い、心と身体のパワーアップを目指します。

会 場	高座施設組合 屋内温水プール	
開催時期	9～10月	10～11月
回 数	全6回	

(5) オンライン介護予防教室

健康づくりのためのスマホの使い方を学びます。「市LINE公式アカウント」の友達登録等をマスターし、認知症・フレイル・低栄養予防や健康体操を学びます。

会 場	総合福祉会館	
開催時期	6～7月	11～12月
回 数	全6回	

(6) こころとカラダの健康教室（ともの輪）

脳のトレーニングや健康体操を行い、参加者同士の交流を楽しみます。

近くの会場にご参加でき、お申し込みは不要です。

詳細は、社会福祉協議会（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

会 場	市内18場（総合福祉会館・コミセン・自治会館等）	
開催時期	4～3月	8月はお休みです
回 数	月2回程度	祝日はお休みです

(7) えびな元気お裾分けクラブ事業～介護ボランティアポイント制度～

65歳以上の高齢者の方が、介護保険施設などで社会貢献活動を行い、活動ごとにポイントが付き、貯まったポイントはポイント数に応じ特典と交換できる制度です。高齢者の方が、社会貢献活動をすることで、本人の健康増進や介護予防につなげ、社会参加や地域貢献を通した生きがいづくりを図ります。

活動には事前登録が必要になります。詳細は、社会福祉協議会（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

(8) フレイルチェック事業

フレイル（虚弱）とは、心身の活力（筋力・認知機能・社会のつながりなど）が低下した状態をいいます。フレイルチェックを通して、自身のフレイル状況を確認し、フレイルを予防する方法を学びます。

会 場	市内公共施設等
開催時期	随 時

5 高齢者の方向けの予防接種・検診など

(1) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種

- 《対 象 者》 海老名市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方
- ① 接種当日65歳以上の方
 - ② 60歳以上65歳未満でヒト免疫不全・心臓・腎臓・呼吸器の障がいや身体障害者手帳1級に相当する方
- 《実施期間》 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで
- 《自己負担》 広報や海老名市ホームページでお知らせ
- ・定期接種の対象の方で生活保護受給者・市民税非課税世帯の方は接種料金が免除になります。
 - ・市民税非課税世帯の方について
今まで発行していた「予防接種無料受診証」に加えて、接種費用免除要件資料(22ページ(4)接種費用免除要件(インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)、帯状疱疹予防接種(定期接種)について)の提示を追加しました。
- 《申込方法》 指定医療機関※に直接お申込みください。
- ※市内の指定医療機関については23ページから25ページをご参照ください。市外の指定医療機関については、海老名市ホームページをご確認いただくか、地域包括ケア推進課にご相談ください。

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)

- 《対 象 者》 海老名市に住民登録があり、接種当日65歳の方
- ただし、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種された方(自費での接種も含める)を除きます。
- 任意接種の助成制度は実施しておりません。
- 対象の方には個別に通知します。
- 《自己負担》 3,000円
- ・定期接種の対象の方で生活保護受給者・市民税非課税世帯に属する方は接種料金が免除になります。
 - ・市民税非課税世帯の方について
今まで発行していた「予防接種無料受診証」に加えて、接種費用免除要件資料(22ページ(4)接種費用免除要件(インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)、帯状疱疹予防接種(定期接種)について)の提示を追加しました。
- 《申込方法》 指定医療機関(※)に直接お申込みください。
- ※市内の指定医療機関については、23ページから25ページをご覧下さい。市外の指定医療機関については、海老名市ホームページをご確認いただくか、地域包括ケア推進課にご相談ください。

(3) 带状疱疹予防接種

定期接種

《対 象 者》 海老名市に住民登録があり、带状疱疹予防接種を受けたことがなく、次のいずれかに該当する方

①年度末までに65・70・75・80・85・90・95・

100・101歳以上になる方 ※対象の方には個別に通知

②60歳以上65歳未満でヒト免疫不全の障がい身体障害者手帳1級に相当する方

《実施期間》 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

《自己負担》 生ワクチン（ビケン）1回まで 3,000円

組換えワクチン（シングリックス）2回まで 1回10,000円

任意接種

《対 象 者》 海老名市に住民登録があり、带状疱疹予防接種を受けたことがない、50歳以上（接種日当日）の方（定期接種対象者は除く）

《助成金額》 生ワクチン（ビケン）1回まで 3,000円

組換えワクチン（シングリックス）2回まで 1回10,000円

・接種費用は、助成金額を差し引いた金額を接種した医療機関でお支払いいただき、助成に係る申請等その後の手続きは不要となります。

・減免制度はございませんので、所定の接種費用を接種した医療機関へお支払ください。

《申込方法》 指定医療機関（※）に直接お申込みください。

※指定医療機関については、23ページから25ページをご覧ください。

(4) 接種費用免除要件（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）、带状疱疹予防接種（定期接種））について

《対象者》 インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）、带状疱疹予防接種（定期接種）
対象者で市民税非課税世帯の方
今まで発行していた「予防接種無料受診証」に加え、下記１～５の提示を追加しました。下記１～７をお持ちの方は紛失しないようにお願いします。

接種費用免除要件資料（１～５は写し可 ６は原本を委託医療機関に提示）

１から２は、７月３１日までは令和６年度分、８月１日以降は令和７年度分を提示。

- １ 「介護保険料納入通知書」※所得段階区分が第１～３段階
- ２ 「納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」
※所得段階区分が第１～３段階
- ３ 「介護保険負担限度額認定証」（有効期限内）
- ４ 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」※適用区分オ、低Ⅰ、低Ⅱ
(有効期限内)
- ５ 「後期高齢者医療資格確認書」※区分Ⅰ・Ⅱ（有効期限内）
- ６ 「海老名市予防接種無料受診証」※事前に地域包括ケア推進課へ申請が必要となり、発行には２～３週間程度かかります。
- ７ 「市・県民税（非）課税証明書」※世帯全員分があること

(5) その他各種検(健)診

がん検診などの各種検(健)診も行っております。一定の要件を満たす方は無料で受診できますので、詳細は「えびな健康だより」をご覧ください。健康推進課（☎０４６－２３５－７８８０）又はびなウェル（☎０４６－２０４－４５６０）にお問い合わせください。

(6) 海老名市指定医療機関

(インフルエンザ・新型コロナウイルス・高齢者の肺炎球菌・带状疱疹)

予約が必要な医療機関があります。受診前に必ず、医療機関へ電話で確認してください。

令和7年3月現在

市外局番(046)

医療機関名	所在地	電話番号	インフル エンザ	コロナ ウイルス	肺炎 球菌	带状疱疹	
						定期	任意
石坂整形外科クリニック	中新田490-2	235-8882	○	○	×	×	×
今里クリニック	今里1-10-12	232-8222	○	○	○	○	○
海老名あおばクリニック	本郷2209-2	238-6246	○	○	○	○	○
海老名胃腸内科内視鏡 クリニック	中央3-2-5 ダイエー海老名店 1F	205-8348	○	×	○	○	×
海老名駅前内科クリニック	扇町3-6 MAC セントラルビル 2F	206-6711	○	○	○	○	○
海老名おおくさ泌尿器科 クリニック	中央1-19-33 海老名クリニックガーデン2F	259-6336	○	×	○	○	○
海老名おはよう内科 クリニック	めぐみ町3-1 ビナガーデンズパーチ6F	200-7887	○	○	○	○	○
えびな桂冠内科クリニック	本郷2666-1	239-3900	○	○	○	○	○
海老名呼吸器科クリニック	中央3-3-1 5F	236-1159	○	○	○	○	○
海老名こころのクリニック	扇町7-7	283-7503	×	○	×	×	×
海老名こじろう耳鼻咽喉科	中央1-19-33 海老名クリニックガーデン1F	292-3387	○	×	×	×	×
えびな産婦人科	河原口1-26-1 ファーストリンクテラス1F・2F	235-1122	○	×	×	×	×
海老名耳鼻咽喉科 クリニック	中央2-2-17	234-4187	○	○	○	×	×
海老名スマイルクリニック	めぐみ町3-1 ビナガーデンズパーチ6F	204-9894	○	○	○	○	○
えびな整形外科	中央1-19-33 2B	236-3530	○	×	○	○	○
海老名田島クリニック	中央3-3-14 静岡不動産海老名ビル2F	233-1313	○	○	○	○	○
海老名中央医院	国分南3-6-17	231-4776	○	○	○	○	○
海老名西口糖尿病 クリニック	扇町5-8 T-CRESTビルIV 2F	206-5882	○	○	○	○	○
えびな脳神経クリニック	めぐみ町3-1 ビナガーデンズパーチ 6F	236-2188	○	○	○	○	○
海老名ハートクリニック	中新田406	236-6085	○	○	○	○	○

医療機関名	所在地	電話番号	インフル エンザ	コロナ ウイルス	肺炎 球菌	带状疱疹	
						定期	任意
海老名皮フ科クリニック	扇町12-28 エースフォレスト 2F・3F	236-1112	○	×	×	○	○
海老名ピープルクリニック	中央1-13-1 ビナウオーク4番館 中2F	236-6080	○	○	○	○	○
えびなファミリークリニック ソーレ	下今泉4-2-14 グランツ海老名 1F	204-6615	○	○	○	○	○
海老名ファミリー皮膚科 クリニック	中央1-19-33 海老名クリニックガーデン5F	236-0801	×	×	×	○	○
海老名メディカルプラザ	中新田439-1	292-0222	○	○	○	○	○
オアシス湘南病院	中河内1227-1	238-6262 当院受診の ある方	○	○	○	×	×
大澤クリニック	国分北1-4-16	235-5000	○	○	○	○	○
大島クリニック	河原口1-1-14	236-3000	○	○	○	○	○
オハナ糖尿病内科 クリニック	柏ヶ谷3-1-3 タートルプラザ1階	292-3087	○	×	○	×	×
かげやまクリニック	中央3-3-1 駅前クリニックモール 3F	235-8580	○	○	○	○	○
かしわ台駅前クリニック	柏ヶ谷2-9-39 かしわ台クリスタルプラザ 101	234-1234	○	○	○	○	○
カラダテラス海老名	めぐみ町3-1 ビナガーデンズパーチ 7F	292-1311	○	○	×	○	○
キャップスクリニック海老名	中央1-6-1 マルイファミリー海老名3F	206-2102	○	×	×	○	○
こくぶ耳鼻咽喉科	国分北2-7-17	232-8866	○	×	×	×	×
こっこどもクリニック	河原口2-30-28	292-0115	○	○	○	○	○
小林内科医院	社家6-6-22	238-1680	○	×	○	○	○
さがみ野耳鼻咽喉科	東柏ヶ谷1-14-17	232-0084	○	○	×	○	○
さがみ野中央病院	東柏ヶ谷6-20-20	233-5110	○	○	○	○	○
さがみ野内科・呼吸器 クリニック	東柏ヶ谷4-12-4 2F	240-1180	○	○	○	○	○
さがみ野皮膚科	東柏ヶ谷3-13-6 さがみ野駅北口ビル 2F	234-7234	○	×	×	○	○
さがみ野やまなクリニック	東柏ヶ谷3-17-31	231-9981	○	×	○	○	○

医療機関名	所在地	電話番号	インフル エンザ	コロナ ウイルス	肺炎 球菌	带状疱疹	
						定期	任意
さがみ野レディースクリニック	東柏ケ谷3-3-19 メゾンエスト貳番館2F	234-3214	○	○	×	×	×
さつき町診療所	さつき町1-21-101	232-3821	○	○	○	○	○
宍戸医院	国分寺台5-13-11	231-7823	○	○	○	○	○
湘南ひまわりクリニック	国分寺台2-5-18	259-6082	○	○	○	×	×
湘陽かしわ台病院	柏ケ谷3-11-1	292-5800	○	○	○	○	○
新川さがみ野クリニック	東柏ケ谷3-2-20	292-3341	○	×	×	×	×
腎健クリニック	扇町15-1	231-8151	○	○	○	○	○
玉井小児科神経クリニック	上今泉4-13-18	233-7005	○	○	○	○	○
つげの木内科クリニック	中央1-19-33 海老名クリニックガーデン3F	259-8330	○	○	○	○	○
トータルケアガーデン湘南 海老名クリニック	河原口2-30-24 ナーシン グガーデン海老名1F	244-6070	○	○	○	○	○
とみなが内科医院	東柏ケ谷3-13-6 さがみ野駅北口ビル 2F	235-4333	○	×	○	○	○
内科小児科 北川医院	国分寺台1-18-1	232-0550	○	×	○	○	○
なかの皮フ科クリニック 海老名西口	扇町3-6 MAC セントラルビル 2F	236-2112	○	×	×	○	○
なごみ皮ふ科	中央3-4-1 シティスタイル 1F	236-3115	○	○	×	○	○
のざわ小児科内科医院	杉久保北4-13-14	238-9957	○	○	○	○	○
葉梨循環器内科クリニック	柏ケ谷4-3-30	232-8740	○	○	○	○	○
葉梨整形外科	柏ケ谷6-5-8	232-8500	○	○	○	×	×
的場内科クリニック	中央2-8-31 サンシティー海老名2C	292-1001	○	○	○	×	×
まなべ小児科クリニック	東柏ケ谷3-13-6	234-8331	×	×	×	×	×
もり整形外科眼科	東柏ケ谷2-29-16-101	234-5565	○	○	○	○	○
レディースクリニック しげみつ	扇町3-6 MAC セントラルビル 2F	232-8711	○	×	×	×	×
やまなかクリニック	国分南3-8-13	236-5250	○	×	○	○	○
やよいクリニック	国分北1-38-28	233-8419	○	○	○	×	×
横山クリニック	国分寺台5-13-1	232-6767	○	○	○	○	○

6 権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待防止の推進

近年、高齢者が家族などの身近な介護者から暴力を受ける「高齢者虐待」が増加し、社会問題となっています。

市では、平成18年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法）施行に伴い、増え続ける高齢者虐待の早期発見および防止、虐待を受けている高齢者とその家族への支援を目的に、「海老名市高齢者虐待対策地域連絡会」を設置しました。同会では、高齢者虐待対策の検討や高齢者虐待の防止啓発などの活動を行っています。

高齢者虐待は、介護者の疲れやストレス、経済事情、人間関係など、さまざまな問題が絡み合って起こっています。

虐待の形態は、殴る・けるなどの暴力（＝身体的虐待）のほか、暴言や無視（＝心理的虐待）、食事や入浴など必要な世話をしない・必要な治療を受けさせない（＝介護・世話の放棄・放任）、同意のない性的接触や嫌がらせ（＝性的虐待）、勝手に高齢者の預貯金等を使う（＝経済的虐待）などです。

高齢者虐待の形態と危険サイン

〈形態〉	〈危険サインの例〉
◇身体的虐待	
殴る・つねる・けるなどの暴力、動かないようにベッドに縛るなど	・体に小さな傷やあざ等がある ・急におびえたり、恐ろしがったりする ・傷やあざについて説明のつじつまが合わない
◇心理的虐待	
怒鳴る・ののしるなど言葉の暴力、排せつの失敗などに対して高齢者に恥をかかせる、無視して口をきかないなど	・かきむしり、かみつきの行為がみられる ・食欲の変化が激しく、過食や拒食などの摂食障害がいみられる ・自傷行為がみられる
◇性的虐待	
同意のない性的接触や嫌がらせ、罰として裸にするなど	・生殖器の痛み、かゆみを訴える ・人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
◇経済的虐待	
必要な金銭を渡さない・使わせない、高齢者の年金や預貯金を勝手に使うなど	・自由に使えるお金がないと訴える ・経済的に困っていないのに費用負担のあるサービスを利用したがない
◇介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	
食事や入浴・排せつなどの世話をしない、必要な治療を受けさせないなど	・住居が極めて非衛生的になっている、異臭を放っている ・寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる ・不自然に空腹を訴える場面が多くなる

高齢者虐待は、一つの形態だけでなく、複数の同時に起こることが多いため、地域での見守りや声掛けで早期発見・防止することができます。ご近所の高齢者や介護をしている方に、やさしく声掛けをしてください。

なお、みなさんの地域で「大声で高齢者を怒鳴りつける声が聞こえる」、「夜になっても明かりがつかない」など、様子がおかしいと感じた場合は、市または、お近くの地域包括支援センター（P 1 参照）へご連絡ください。

高齢者虐待の増加原因の一つには「介護者の心身の疲労」があります。

介護を主に行う方の負担が大きくならないよう、家族みんなで協力をしましょう。また、介護をしている方も、負担を抱え込まないように、介護保険サービスなどを上手に取り入れながら、心身のストレスを解消することが必要です。健康に気を付け、外出など自分自身の生活も大切にしてください。

高齢者は、趣味・地域活動など生きがいを見つけ、日ごろからいろいろな人と会話する機会を持つことが大切です。自分でできることは自分で行い、自立した生活を目指してください。

（２）成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、本人の判断能力が不十分である方は財産の管理や契約などの法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所で選任された成年後見人等が、判断能力が不十分な方の代理人となり、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

7 ゆめクラブ

「健康・長寿・若返り」を目的に、海老名ゆめクラブ連合会ではさまざまな活動を展開しています。

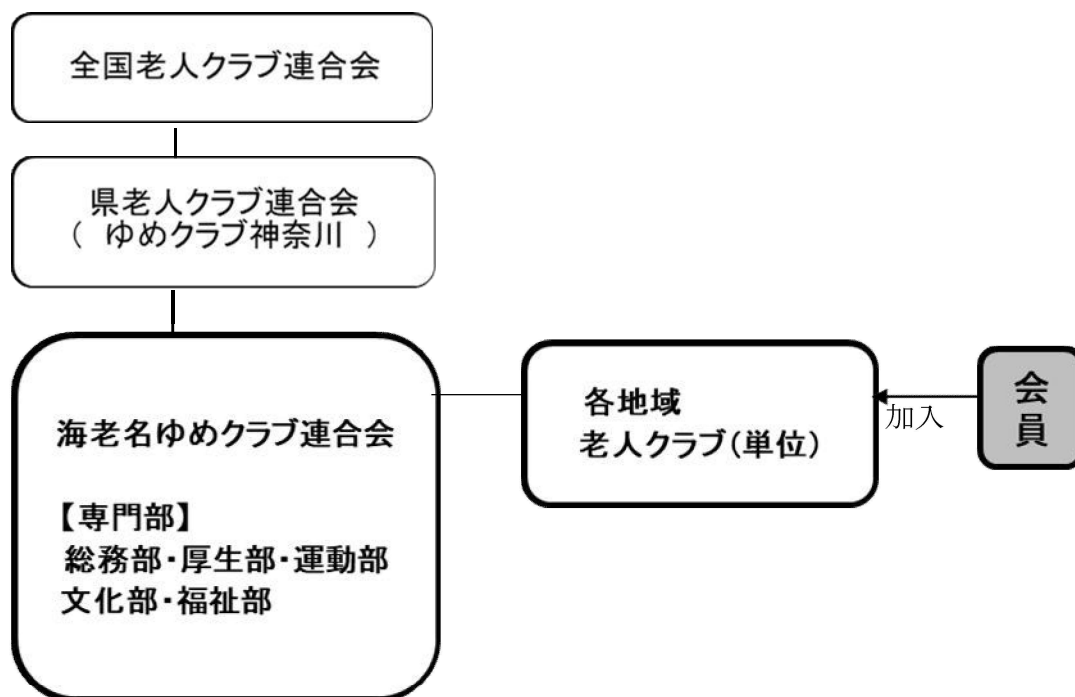
現在市内には各地域で44クラブ、合計2,110人の会員で組織されている連合会は、地域の核となる団体として、幅広い活動に期待が高まっています。

《活動内容》 ゆめクラブの活動は、大きく分けて各地域にある単位クラブの活動と単位クラブの集合体である連合会の活動があります。次頁に連合会の各事業を紹介します。

《加入資格》 概ね60歳以上の方

《問い合わせ》 海老名ゆめクラブ連合会事務局
(市役所西棟 海老名市社会福祉協議会内)
☎ 046-235-0220

【ゆめクラブの組織】



【海老名ゆめクラブ連合会活動内容】

行事名	内 容
健康料理教室	栄養のバランスを考えた料理作り
バスハイク	バスによる日帰りの遠足
研修旅行・親睦旅行	1泊2日、2泊3日の社会見学
歩こう会	市内外近隣を散歩しながら自然にふれる
ゆめ連講座	様々な分野の興味ある話を聴く講座
映画鑑賞会	名作を鑑賞
シルバーカルチャー教室	著名な講師を招き教養を高める
三市親善スポーツ大会	綾瀬・座間・海老名の三市の交流大会
グラウンドゴルフ	個人戦で男女別に競い交流する
ターゲットバードゴルフ	個人戦で男女別に競い交流する
カローリング	団体戦で競い交流する
スカットボール	団体戦で競い交流する
ニチレクボール	団体戦で競い交流する
地域交流会	市内の福祉施設との交流会
演芸大会	日頃の稽古している芸を披露
世代間交流会	市立保育園を訪問し園児との交流
友愛活動	ひとり暮らしや寝たきりの家庭を訪問
美化緑化活動	社会貢献活動として寺社境内、道路、公園等の美化活動
総会	年間事業の計画、予算決算など重要事項を審議
理事会	単位クラブの各会長が出席する会議（偶数月）
役員会	理事から選任された11名で構成する会議（偶数月）
ゆめ連だよりの発行	連合会の機関誌（年1回発行）

8 生きがいと健康づくり推進事業

高齢者のみなさんが、家庭や地域で豊かな経験と知識、技能を活かし、健康で生きがいをもって生活し、社会参加ができるように次の事業を推進しています。

- ①健康づくりのために高齢者向けの新しいスポーツの普及、スポーツやレクリエーショングループの育成事業
- ②教養・技能を高め、生きがいをもち、仕事などの能力向上を図る事業
- ③社会活動・社会貢献の促進と文化伝承などの事業

(1) 高齢者生きがい教室

趣味に親しむことにより、学習や創造の喜びを得るとともに、仲間と知り合うきっかけづくりの場とすることを目的に、各種教室を開催しています。シルバー人材センターへ事業を委託しています。

《対 象 者》 60歳以上の市民の方（一部65歳以上や男性限定などあり）

《内容・会場》 下表のとおり

《そ の 他》 広報えびなを通じて、参加者を募集します。

※ 教室の内容などは変更する可能性があります。

令和7年度実施予定

No.	教室名	回数	会場
1	男性ストレッチ椅子ヨガ	5	第一高齢者生きがい会館
2	己書（おのれしょ）	5	第一高齢者生きがい会館
3	健康フラダンス	5	第一高齢者生きがい会館
4	鉛筆デッサン画	6	総合福祉会館
5	書道教室	5	第一高齢者生きがい会館
6	シニア男性料理教室	5	調整中
7	手芸教室	6	第一高齢者生きがい会館
8	男性健康空手体操	5	第一高齢者生きがい会館
9	切り絵	5	第一高齢者生きがい会館
10	シニア男性健康ヨガ	5	第一高齢者生きがい会館
11	P C 教室	5	第一高齢者生きがい会館
12	体幹アップ体操	5	第一高齢者生きがい会館
13	水彩画	5	第一高齢者生きがい会館
14	日本3 B 体操	5	第一高齢者生きがい会館
15	陶芸教室	5	総合福祉会館
16	みんなの歌 合唱教室	6	文化会館
17	太極拳入門	5	第一高齢者生きがい会館
18	絵てがみ	5	第一高齢者生きがい会館
19	ハンドベル	5	第一高齢者生きがい会館
20	ボッチャ	5	第一高齢者生きがい会館

9 第一・第二 高齢者生きがい会館

(1) 第一高齢者生きがい会館

第一高齢者生きがい会館では、高齢者の健康づくりの推進、就労機会の確保、社会参加の機会、学習機会の充実などを通じて、高齢者相互や世代間の交流を図ります。

第一高齢者生きがい会館では、管理運営等の事業をシルバー人材センターに委託し、高齢者に対する就労支援等を行っています。

《所在地》 海老名市杉久保北2-3-4

☎046-237-3001

《開館時間》 8時30分～21時（受付：17時15分まで）

《休館日》 年末年始（12月29日～1月3日）と保守点検日（月1回）

《利用料》 高齢者が団体登録して使用する場合は無料

（第一高齢者生きがい会館 外観）



◆平面図◆



(2) 第二高齢者生きがい会館

第二高齢者生きがい会館では、粗大ごみ収集の電話受付や持込受付、再生家具の販売などが実施され、高齢者の生きがい活動の新しい拠点となっています。

《所在地》 海老名市杉久保北2-1-10

（粗大ごみ受付） ☎046-237-3196

《開館時間》 9時～16時

《休館日》 年末年始（12月29日～1月3日）

◆ 案内図 ◆



【各会館への交通手段】

○海老名駅東口バス乗り場2番、
相鉄バス「ナイロン経由農大前」
行き
「城山」バス停下車

①は、第一高齢者生きがい会館
②は、第二高齢者生きがい会館

10（公益社団法人）海老名市シルバー人材センター

「自主・自立、協働・共助」の理念のもとに、地域の高齢者に就業機会を提供し、社会参加の促進を図るために設立されました。生きがいの充実や地域社会の活性化に貢献し、これからさらに進行することになる高齢化社会を前に、その役割はますます大きくなっています。

原則として、60歳以上の高齢者が会員となって、企業・個人から依頼のあった臨時的で短期的又は軽易な仕事をシルバー人材センターが引き受け、会員に提供します。シルバー人材センターは、仕事の内容と就業実績に応じて会員に配分金を支払うシステムになっています。現在約830人の登録者があり、これまで培ってきた技能や技術を活かし、活躍しています。

仕事は法人・個人を問わず、どなたでも依頼できますので、お気軽にご利用ください。

《所在地》 海老名市杉久保北2-3-4 第一高齢者生きがい会館内

☎ 046-237-3001

FAX 046-238-0071

《事業種目》 草刈り、草取り、庭木剪定、襖・障子張り、網戸張り、賞状書き、縫製作業など、その他の仕事でも臨時的で短期的又は軽易な仕事であれば、できる場合もありますので、ご相談ください。

ただし、高齢者に不向きな危険・有害な仕事は対応できない場合もあります。

【シルバー人材センターの人材として働くには…】

会員として登録が必要です。原則として、60歳以上の健康で働く意欲を持ち、シルバー人材センターの趣旨に賛同された方が登録できます。なお、会員は定められた会費を納めていただきます（2,000円／年）。

シルバー人材センターは、企業、家庭、公共団体から仕事を引き受け、会員に提供します。会員と仕事の依頼主との雇用関係はありません。

会員は、働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターから配分金を受け取ります。

なお、仕事は、臨時的で短期的又は軽易な業務で、1週間の就業時間が概ね20時間以内となっております。

【各種技能講習会】

高齢者の職業訓練のため、各種研修会を開催しています。

《内容》

接遇講習会、刈払機取扱講習会、除草（手取り）講習会、植木初心者講習会、家事援助講習会、網戸・障子・襖張替講習会、車両運転講習会、塵芥車取扱講習会

1 1 海老名市社会福祉協議会の福祉事業

幅広く福祉事業に取り組んでいます。この中で、高齢者に役立つ事業を紹介します。

(1) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理をすることが本人のみでは困難な高齢者・障がい者が自立した生活ができるよう支援します。詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎046-235-0220）にお問い合わせください。

《利用対象者》 市内在住で、障がいや認知症などにより判断能力が不十分なため、生活に介護や支援が必要な方

※ただし、認知症や障がいが高く契約能力のない方は利用できません。

◇日常的金銭管理サービス…公共料金、福祉サービス利用料などの支払い、生活費の出し入れや、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続き同行、代行等)を行います。

《利 用 料》 住民税に応じて、無料～2,500円（訪問1回）

◇書類等預かりサービス…実印、定期預金通帳、有価証券などの保管を行います。銀行の貸金庫を利用します。

《利 用 料》 年額6,000円

※日常的金銭管理サービスをご契約の方が対象となります。

(2) 法人後見事業

認知症などで、判断能力の一部または全部が失われ、身上保護が必要な方で、市長申し立てが行われて他に適切な法定後見人がいない方の「補助人」「保佐人」「成年後見人」を引き受けています。詳細は、海老名市社会福祉協議会

（☎046-235-0220）にお問い合わせください。

(3) 居住支援事業

安定した収入や預貯金があり、家賃等を支払うことができるが、高齢であるという要因により、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者の入居相談及び入居後の見守り支援を行います。詳細は、海老名市社会福祉協議会

（☎046-235-0220）にお問い合わせください。

(4) えびな成年後見・総合相談センター事業

認知症や障がい等により判断能力不十分な方を法的にサポートする成年後見制度の利用や生活のお困り事全般の相談に応じます。詳細は、成年後見総合相談センター（☎046-200-9833）にお問い合わせください。

相談時間 【センター職員による相談】

月曜日～金曜日（年末年始を除く）

9時～17時

第1・3土曜日 9時～12時 第1・3土曜日のみ事前予約制

【専門職による相談】 事前予約制

- | | | |
|--------|-------|---------|
| ・司法書士 | 第1火曜日 | 14時～16時 |
| ・社会福祉士 | 第2火曜日 | 10時～12時 |
| ・行政書士 | 第3水曜日 | 14時～16時 |
| ・弁護士 | 第4月曜日 | 14時～16時 |

(5) 車いすの貸し出し

高齢者や障がい、疾病などで一時的に車いすが必要になったとき、借りることができます。ただし、介護保険の介護認定者は除きます。詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

《利用対象者》 市内在住の方

《貸出し期間》 原則1か月（延長応相談）

《利用料》 無料

《受付》 年末年始（12月29日～1月3日）

祝日を除く平日9時～17時

(6) 移送サービス

公共交通機関の利用が困難な方を運転ボランティア会員が病院や施設へ送迎します。

利用するためには、事前登録と予約が必要です。（利用状況により、登録申込を調整させていただく場合があります。）詳細は、海老名市社会福祉協議会

（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

《利用条件》 交通機関を一人で利用することが困難で、車両の乗り降りに見守りが必要な方

《利用時間帯》 8時30分～17時（年末年始を除く）

《利用範囲》 海老名市内と近隣市町村

《利用料金》 年会費：1,200円

片道1回…市内： 500円～

市外： 1,600円～

（令和7年度内に記載の金額に改定見込み）

(7) 高齢者等外出支援ぬくもり号・さくら号の運行 (令和7年4月1日時点)

高齢者や障がい者の買い物支援及び外出の機会を増やすことを目的に、ワゴン型車両「ぬくもり号」「さくら号」を運行しています。詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

《ぬくもり4号》

ルート 上今泉地区とかしわ台駅・海老名駅西口・公共施設や商業施設等を、時刻表に従って巡回します。

※ぬくもり1・2・3・5号はYou Bus（ユーバス）に統合しています。

《さくら号》

ルート 東柏ヶ谷地区と海老名総合病院・市役所等の公共施設等を時刻表に従って巡回します。

【ご利用にあたって】

高齢者（65歳以上）、障がい者、その介護者の方を利用対象としています。車いすに乗ったままでの利用はできません。（介助なく一人で乗降できる方）満員の際は、乗車できません。利用料は無料です。

月曜日～土曜日運行

※さくら号は北ルートが火・木・土曜日運行、南ルートが月・水・金曜日運行（日曜、祝日や年末年始は運休）

定員は9名

(8) ボランティア相談

「ボランティアをしてみたい」「ボランティアをお願いしたい」「どんなボランティアがあるのか知りたい」などボランティア相談員が相談に応じます。

詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎046-232-1600）にお問い合わせください。

《日 時》 月～金曜日 9時～16時

(12月29日～1月3日・祝日を除く)

(9) ボランティアの育成

ボランティア活動をするための講習会の開催や、個人ボランティアの登録、ボランティアグループの連絡・調整を行っています。詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎ 0 4 6 - 2 3 2 - 1 6 0 0）にお問い合わせください。

(10) 高齢者地域ふれあい事業

海老名市からの委託を受け、自治会が実施する高齢者地域ふれあい事業（敬老事業）に対し、その関係経費を助成するとともに、事業の後方支援を行っています。詳細は、海老名市社会福祉協議会（☎ 0 4 6 - 2 3 2 - 1 6 0 0）にお問い合わせください。

(11) 海老名市基幹型地域包括支援センター

市内地域包括支援センターの統括、後方支援や、行政・関係機関との調整などに取り組んでいます。介護・医療・地域活動等の情報の集約・発信等を行います。

市民や関係機関から、海老名市の資源情報を一元検索できる、**海老名市医療・介護・生活資源総合検索システム（えびケアナビ）**の運営・管理を行っています。

詳細は、海老名市基幹型地域包括支援センター（☎ 0 4 6 - 2 3 3 - 0 1 1 1）にお問い合わせください。



(<https://chiiki-kaigo.casio.jp/ebina/>)

《えびケアナビ検索》

海老名市高齢者ガイドブック

令和7年4月

編集・発行

海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課
高齢者生きがい係・高齢者支援係
神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎ 046-235-4950（高齢者支援係）

☎ 046-235-4951（高齢者生きがい係）